鶴居村デマンドバス使用料

1　普通使用料

（1）往　路（一般）

（単位：円）

番号	1 新幌呂	2 幌呂北	3 北2線	4 北1線	5 平和	6 上幌呂	7 北7号	8 北6号	9 第1部落	10 北4号	11 基線2号	12 支幌呂	13 支幌呂分岐	14 郵便局前	15 中幌呂	16 公住前	17 北4線	18 北3線	19 協栄農場	20 会館前	21 下部落	22 基線西1	23 ゴルフ場入口	24 夢の杜団地
1	－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300
2		－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300
3			－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300
4				－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300
5					－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300
6						－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300
7							－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300
8								－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200
9									－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200
10										－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200
11											－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200
12												－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200
13													－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200
14														－	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200
15															－	100	100	100	100	100	100	100	100	200
16																－	100	100	100	100	100	100	100	100
17																	－	100	100	100	100	100	100	100
18																		－	100	100	100	100	100	100
19																			－	100	100	100	100	100
20																				－	100	100	100	100
21																					－	100	100	100
22																						－	100	100
23																							－	100
24																								－

備　考

1　小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条の規定による小学校をいう。）就学前の乳幼児は、無料とする。

2　この表において「一般」とは、小学校就学前の乳幼児及び小学生（法第18条の規定による学齢児童をいう。）以外の者をいう。

3　小学生の使用料は、この表に定める使用料に２分の１を乗じて得た額とする。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、この表に定める使用料の２分の１を乗じて得た額を免除した額を使用料とする。

（1）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（2）　療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号）第５の規定により療育手帳の交付を受けている者

（3）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（4）　第１号（第１種の身体障害者手帳保持者に限る。）又は第２号（A区分の療育手帳所持者に限る。）に該当する者と同時に乗車する付添人（１人に限る。）

（２）復　路（一般）　　（単位：円）

番号	1 夢の杜団地	2 ゴルフ場入口	3 基線西1	4 下部落	5 会館前	6 協栄農場	7 北3線	8 北4線	9 公住前	10 中幌呂	11 郵便局前	12 支幌呂分岐	13 支幌呂	14 基線2号	15 北4号	16 第1部落	17 北6号	18 北7号	19 上幌呂	20 平和	21 北1線	22 北2線	23 幌呂北	24 新幌呂
1	－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
2		－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300
3			－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300
4				－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300
5					－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300
6						－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300
7							－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300
8								－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300
9									－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300
10										－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200
11											－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200
12												－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200
13													－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200
14														－	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200
15															－	100	100	100	100	100	100	200	200	200
16																－	100	100	100	100	100	100	200	200
17																	－	100	100	100	100	100	100	200
18																		－	100	100	100	100	100	100
19																			－	100	100	100	100	100
20																				－	100	100	100	100
21																					－	100	100	100
22																						－	100	100
23																							－	100
24																								－

備　考

１　小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条の規定による小学校をいう。）就学前の乳幼児は、無料とする。

２　この表において「一般」とは、小学校就学前の乳幼児及び小学生（法第18条の規定による学齢児童をいう。）以外の者をいう。

３　小学生の使用料は、この表に定める使用料に２分の１を乗じて得た額とする。

４　次の各号のいずれかに該当する者は、この表に定める使用料の２分の１を乗じて得た額を免除した額を使用料とする。

（1）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（2）　療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号）第５の規定により療育手帳の交付を受けている者

（3）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（4）　第１号（第１種の身体障害者手帳保持者に限る。）又は第２号（A区分の療育手帳所持者に限る。）に該当する者と同時に乗車する付添人（１人に限る。）